第四十三条第五項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
七　中心市街地の活性化に関する法律第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
（福島復興再生特別措置法の一部改正）
第十九条　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。
第五十三条第五項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。
七　中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第三十六条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により中心市街地特例通訳案内士の業務の禁止の処分を受けた者で、当該処分の日から二年を経過しないもの
（特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部改正）
第二十条　特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三十九号）の一部を次のように改正する。
附則第十三条のうち、住民基本台帳法別表第二の七の項を削り、同表の七の二の項を同表の七の項とする改正規定中「七の項と」を「七の項とし、同表の七の三の項を同表の七の二の項と」に改め、同法別表第四の六の項を削り、同表の六の二の項を同表の六の項とする改正規定中「六の項と」を「六の項とし、同表の六の三の項を同表の六の二の項と」に改める。
第二十一条　薬事法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。
附則第八十四条第三号中「第七条第九項第二号」を「第七条第十一項第二号」に改める。
（国土交通省設置法の一部改正）
第二十二条　国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）の一部を次のように改正する。
第四条第二十二号の二中「地域限定通訳案内士」の下に「、中心市街地特例通訳案内士」を加える。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

政令

権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十六年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十八号

権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令（平成六年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十八条及び」を「第三十八条、」に改め、「（平成十九年法律第四十八号）第十条」の下に「及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成二十五年法律第八十一号）第十九条」を加える。

別表に次のように加える。

農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第十七条	所有権移転等促進計画	農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律第十八条

附　則

この政令は、農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律の施行の日（平成二十六年五月一日）から施行する。

法務大臣　谷垣　禎一
農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

警察法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名　御璽

平成二十六年四月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百六十九号

警察法施行令及び道路交通法施行令の一部を改正する政令

内閣は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）の施行に伴い、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）第三十七条第一項並びに道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十条第二項、第九十二条の二第一項、第九十九条第一項第一号、第百二条の二、第百三条第八項及び第百六条の二第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（警察法施行令の一部改正）
第一条　警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。
第二条第二号及び第六号中「借上」を「借上げ」に改め、同条第八号ツ中「、危険運転致死傷の犯罪」を削り、「自動車運転過失致死傷の」を「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）に規定する」に改める。

（道路交通法施行令の一部改正）
第二条　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。
第三十五条第一項第二号ハ中「刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百八条の二の罪、同法第二百十一条第二項」を「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条まで」に改める。
別表第二の二の表中「危険運転致死」を「危険運転致死等」に、「危険運転致傷」を「危険運転致傷等」に改める。